

2016 年度 日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項

研 究 留 学 生

日本政府文部科学省は日本において、研究留学生として研究を行う外国人留学生を下記のとおり募集する。

記

1. 募集分野

大学において専攻した分野又は関連した分野とし、日本の大学院で研究が可能な分野とする。ただし、各日本大使館及び領事館（以下「在外公館」という）が当該国ごとに特定の募集分野を指定することがある。

医学、歯学及び福祉学等を専攻する者は日本の法律に基づき、厚生労働大臣の許可を得るまでは診療、手術等臨床研修に従事できない。また、歌舞伎や日本舞踊などの伝統芸能、工場等における特定の技術、技能等の実務研修を目的としたものは含まない。

2. 応募者の資格及び条件

日本政府文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、外国人留学生を募集する。

- (1) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。なお、無国籍者は対象とする。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。選考は応募者が国籍を有する国の在外公館で行う。
- (2) 年齢：原則として 1981 年 4 月 2 日以降に出生した者。
- (3) 学歴：渡日時までに、日本の大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。なお、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は以下に該当する者とする。
 - ① 外国において学校教育における 16 年（医学、歯学、獣医学及び 6 年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、18 年）の課程を修了した者。（見込みの者を含む。）
 - ② 日本の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳（医学、歯学、獣医学及び 6 年制学部・学科に基礎を置く薬学を履修する博士課程への入学については、24 歳）に達した者。（見込みの者を含む。）上記以外の資格により、日本の大学院の入学資格を有する者。（見込みの者を含む。）なお、博士課程修了者については学位取得を目的としない者は原則として、応募不可とする。
- (4) 日本語等：積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、日本で研究に従事し、生活に適応する能力を有すること。
- (5) 健康：心身ともに日本の大学院における学業に支障がないこと。

- (6) 渡日時期：原則として2016年4月1日から4月7日までの間に渡日可能な者、または受入大学が定める同年の各学期の始まる最初の日（原則として、9月もしくは10月）から数えて前後2週間のうち、受入大学が指定する期日。「渡日時期」は、申請書に記載された渡日時期とする。申請後の変更は認めない。
- (7) 査証取得：原則として渡日前に「留学」の査証を必ず取得し、「留学」の在留資格で入国すること。国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。本邦入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者は、在留資格変更時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので留意すること。
- (8) 卒業後：卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力するとともに、帰国後は在外公館が実施する各事業に協力し、自国と日本との関係の向上に努めること。
- (9) 次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
- ① 渡日時において、現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 文部科学省又は受入大学の指定する期日に渡日できない者。
 - ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者については終了後奨学金支給開始時までに3年以上の教育研究の経歴がない者。ただし、帰国後、在籍大学を卒業（見込みの者を含む。）した日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生及びヤング・リーダーズ・プログラム留学生が研究留学生として応募する場合はこの限りではない。
 - ④ 既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における申請時から奨学金支給期間開始時までに私費外国人留学生として本邦大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在日本に留学中の私費外国人留学生であっても、年度内に修了し帰国することが確実な者についてはこの限りではない。
 - ⑤ 本制度による奨学金と重複し、日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む。）から奨学金等を受給している者。（申請時に受給を予定しており、渡日以降受給を予定している者も含む。）
 - ⑥ 「卒業見込みの者」にあつて、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
 - ⑦ 申請時に二重国籍者で渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
 - ⑧ 本制度は日本の大学に在籍し、日本で研究する留学生を募集するものであり、申請時から日本以外でのフィールドワーク、インターシップ等を希望している者は採用しない。

3. 奨学金支給期間

- (1) 渡日後、研究生、科目等履修生、聴講生等（以下「研究生等（非正規生）」）として在籍する場合は、原則として以下の通りとする。
- ① 2016年4月に渡日する場合：2016年4月から2018年3月までの最長2年間
 - ② 2016年10月に渡日する場合：2016年10月から2018年3月までの最長1年6か月
- いずれの場合にも、日本語等予備教育（以下、「予備教育という」）が必要な者は6か月間の予備教育期間を含む。上記以外の渡日の場合は、別途文部科学省にて決定する。
- (2) 渡日後、大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程に在籍する場合、渡日時期にかかわらず、それぞれの正規の課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）とする。（予備教育が必要な者は6か月間の予備教育期間を加算する。）
- (3) 奨学金支給の延長をする場合、研究生等（非正規生）から大学院の正規課程にあるいは大学院修士課程又は専門職学位課程から博士課程に進学希望の者で一定の基準を満たす、特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがある。自動的に全員が認められるものではない。ただし、以下の点に留意すること。
- ① 研究生等（非正規生）として奨学金支給期間を延長することはできない。

- ② 進学に伴う奨学金支給期間の延長申請の承認を受けずに上位課程に進学する者は奨学金の支給を取り止める。(ただし、私費外国人留学生として進学又は在籍することは可能。)
- ③ 研究生等(非正規生)として在籍する期間内に正規課程へ進学できない場合、原則として奨学金支給期間の延長を申請することができない。ただし、2018年4月の入学を希望する場合は帰国旅費の支給申請を辞退すれば延長を申請することができる。

4. 奨学金等

- (1) 奨学金：月額143,000円(研究生等(非正規生))、144,000円(修士課程及び専門職学位課程)、145,000円(博士課程)(特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。)を支給する。ただし、大学を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

次の場合には奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令等に違反したとき。
- ④ 大学又は予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。(なお、大学等において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。)
- ⑤ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

(2) 旅費

- ① 渡日旅費：文部科学省は原則として旅行日程及び経路を指定して渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港(原則国籍国)から成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は留学生の自己負担とする。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とする。
- ② 帰国旅費：奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生についてのみ、本人の申請に基づき、原則として成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

(注1)「3. 奨学支給期間(3)③」に記載しているとおり、2018年4月の入学を希望する場合、奨学金支給期間の延長申請を行ったものの、延長を行わずに帰国する者には、原則として帰国旅費を支給しないので延長申請をする際は十分留意すること。

(注2) 渡日及び帰国旅行の際の保険金は留学生の自己負担とする。

(注3) 奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

- (3) 授業料等：大学における入学金、授業料及び入学検定料は日本政府が負担する。ただし、正規生として進学しない場合、又は不合格となった場合の入学検定料は自己負担とする。

5. 選考及び結果通知

- (1) 在外公館は当該国の政府の協力を得て、申請書類、語学筆記試験及び面接に基づき、第1次選考を行う。
- (2) 語学筆記試験は日本語及び英語とする。必ず全員が受験すること。日本語の試験は大学配置や渡日後の日本語教育の参考資料としても活用する。特に、日本語学、日本文学、日本歴史、日本法制等、十分な日本語能力を必要とする研究分野については、日本語能力の不十分な者は特別の事情がない限り採用しない。
- (3) 各選考について審査方針は以下のとおりである。
 - ① 申請書類：最終出身大学において一定以上の成績であること、専攻分野及び研究計画が詳細かつ具体的に記述されていること。
 - ② 筆記試験：日本語又は英語のいずれか一方で一定以上の成績であること。
 - ③ 面接：日本留学に対する明確な目的意識を持ち、日本の大学について情報収集を行っている者であること。また、日本語又は英語の会話能力について、日本の指導教員との意思疎通ができる程度の語学能力があること。ただし、日本語能力が必要な専攻分野を希望する者については相当程度の日本語能力を有する者であること。
- (4) 第1次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時とする。
- (5) 第1次選考合格者は第1次選考後8月31日(月)までに希望する日本の大学と直接連絡を取り、大学院の正規生、又は研究生等(非正規生)としての入学許可書、あるいは研究生等(非正規生)としての受入内諾書(以下、「入学許可書等」という。)を得るように努めること。なお、入学許可書等の取得については在外公館より各大学の留学生窓口や、大学・研究者の検索サイト等につき情報提供を受けることが可能。(9月1日(火)以降に日本の大学と連絡を取ることは認めない。)
- (6) 入学許可書等を得るための大学への提出資料として、在外公館への提出書類一式(申請書、出身大学の成績証明書、専攻分野及び研究計画等に在外公館の確認印が押されたもの。)及び在外公館が発行する第1次選考合格証明書を基本とし、その他、大学からの指示に応じて必要書類を追加するものとする。
- (7) 文部科学省は在外公館の第1次選考の結果に基づき、第2次選考を行い、配置大学が決定した者を国費外国人留学生として採用する。従って、在外公館における第1次選考に合格した者が国費外国人留学生として採用されるときは限らず、配置希望大学申請書に記載がある第1から第3希望のいずれの大学からも受入れが認められない者は不採用となる。

6. 大学への配置及び大学における研究指導

- (1) 大学配置は原則として第1次選考合格者が大学院の正規生、又は研究生等(非正規生)としての入学許可書等を得ている大学であり、配置希望大学申請書に記載の第1から第3希望の大学に対して文部科学省より配置協議を行い、承諾が得られれば当該大学に配置する。(大学院正規課程への入学許可書を得た者については、研究生等(非正規生)の期間を経ずに、直接、当該正規課程に配置する。)ただし、希望する大学が公私立である場合で授業料等に係る予算の都合がある場合など、配置希望大学申請書に記載した希望順位に沿えない場合がある。なお、この決定に対する異議は認めない。
- (2) 大学における講義・実験・実習等の研究指導は原則として日本語で行われる。
- (3) 日本語能力が十分でないと配置大学から判断された場合は最初の6か月間、配置された大学又は文部科学省が指定する大学等の予備教育機関に入学し、日本語教育を受ける。日本語教育を修了した者は、専門教育を行う配置大学に入学する。ただし、予備教育機関における成績が不良で専門教育を受けることが適当でないと判断されたときは、奨学金の支給を取り止める。(4. 奨学金等の(1)参照。)

- (4) 学生が自己の研究を行うに必要な日本語能力を既に有していると配置大学が認める場合は予備教育を経ずに研究生等（非正規生）又は大学院生として大学に直接入学する。
- (5) 研究生等（非正規生）から大学院の正規課程、あるいは大学院修士課程又は専門職学位課程から博士課程への進学を希望する者は大学が行う入学試験を受験し、合格すれば進学できるが、進学後も国費外国人留学生として奨学金の支給が継続されるためには別途、審査を経て、奨学金支給期間の延長が認められなければならない。（3. 奨学金支給期間の(2)参照。）なお、研究生等（非正規生）で在籍したままで奨学金支給期間を延長することはできない。
- (6) 研究生等（非正規生）から大学院の正規課程に進学する場合は研究生等（非正規生）として在籍している大学の大学院に進学することを原則とするが、例外として留学生の専門分野・能力等から判断し、当該大学の大学院への進学が適当でないと認められる場合は、入学許可が得られることを前提に別の大学院へ進学することを可能とする。
- (注1) 日本の学校制度上、修士課程は通常大学卒業後（学校教育における16年の課程を修了後）の2か年の課程であり、また、博士課程は、通常、修士課程修了後の3か年の課程である。この期間在学し、所定の単位を取得して研究論文を提出後、最終試験に合格した者にはそれぞれ学位が与えられる。
- (注2) 医学、歯学、獣医学及び6年制学部・学科に基礎を置く薬学については通常、4か年の博士課程のみである。この場合入学資格は学校教育における18年の課程を修了した者、又は学校教育における課程が16年である場合は、課程修了後、大学、研究所等で2年以上の研究歴を有し、日本の大学院が前者と同等と認める者とする。
- (注3) 専門職学位課程とは高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、2003年度から新しく制度化された専門職大学院の課程である。標準修業年限は通例2年である。専攻分野によって1年以上2年未満の場合がある。修了すれば修士（専門職）の学位が授与される。また、専門職学位課程の中には法曹養成のための法科大学院の課程もあり、修業年限は3年、修了すると法務博士（専門職）の学位が授与される。
- (注4) 大学院の入学試験は大学によって異なるが、外国語（通常2か国語）、専門科目、論文等が課せられる。

7. 応募手続

応募者は以下の書類を一式として、在外公館にその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

- ①申請書【正本3部】※写真貼付
- ②配置希望大学申請書【正本1部】※写真貼付
- ③専攻分野及び研究計画【正本1部、写し2部】
- ④最終出身大学の成績証明書（出身大学で発行したもの）【正本1部、写し2部】
- ⑤最終出身大学の卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込み証明書）又は学位取得証明書【正本1部、写し2部】
- ⑥最終出身大学の長又は担任教員の推薦状【正本1部、写し2部】
- ⑦勤務先上司の推薦状（現在、職についている者のみ）【正本1部、写し2部】
- ⑧健康診断書（所定の用紙による）【正本1部、写し2部】
- ⑨学位論文概要等【正本1部、写し2部】（論文を執筆している者のみ）
- ⑩作品の写真又は演奏の録音電子媒体（美術・音楽を専攻する者）【正本1部、写し2部】

(注1) これらの書類は日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

- (注2) 申請書及び配置希望大学申請書に貼付する写真は、最近6か月以内に撮影したもので、大きさは4.5×3.5 cm、上半身・正面・脱帽のこと。また裏面に国籍及び氏名を記入すること。紙媒体のコピーは不可とする。申請書のデータに写真のデータを貼り付け、申請書ごとに印刷することは可とする。(自分で写真データを印刷して、申請書に貼り付けることは不可。)
- (注3) 専攻分野及び研究計画は大学への配置の際にも重要な資料となることから、自身の専攻分野及び研究計画を具体的かつ詳細に記載すること。
- (注4) 最終出身大学の成績証明書は大学学部、大学院の学年毎に取得した全科目の成績が分かるもので、かつ、その成績が何段階で評価されているのかが分かるものとする。(例えば、学位取得証明書や単に第何位で卒業等の卒業証明書は代用不可。)
- (注5) 最終出身大学の卒業証明書及び学位取得証明書は、卒業証書及び学位記の写しでも代用可。ただし、その場合は当該出身大学の責任者による確認証明を付すこと。
- (注6) 学位論文の概要等は卒業論文、発表論文等の要約で差し支えないが、学力判定の基礎資料となることに留意すること。
- (注7) 上記の書類の右上には、必ず①～⑩までの数字を記載すること。

8. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくこと。
- (2) 渡日後、すぐには奨学金を受給できないので、当座の生活資金として2,000米ドル程度用意すること。
- (3) 宿舎について
- ① 大学の留学生宿舎
留学生のための専用宿舎が設置されている大学に進学する者は、希望すれば、所定の条件の下に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。
 - ② 民間の宿舎等
上記の宿舎に入居しない場合は大学の一般学生寮や、民間の宿舎に入居することとなる。なお、家族を帯同する場合、家族用の宿舎の確保は極めて困難な状況にあるので、採用者が渡日後、宿舎を確保の上、配偶者・家族を呼び寄せること。
- (4) 募集要項、申請書類に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではないので、記載内容に疑問がある場合は、在外公館に照会すること。
- (5) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。
- (6) この要項に記載してある事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。